

令和3年5月第138回定例農業委員会総会議事録

令和3年5月10日(月)
JAグリーン近江八幡東支店 会議室

日 程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案上程

議第541号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第542号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
議第543号 土地改良事業参加資格交替の申出について

報告第332号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
報告第333号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
報告第334号 その他の専決報告について

開会 午前9時30分

事務局長

委員の皆様ご苦労様です。

それでは、早速ですが定刻となりましたので、令和3年5月第138回定例総会の開会をお願い致します。

また、会議規則第5条の規程により会長が議長となりますので●●会長よろしく申し上げます。

議長

本日は、大変お忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

今日からいよいよ近江八幡市でもコロナワクチンの予防接種が始まるということで、私も接種する予定でございます。コロナ感染者もどんどん増えてきて、滋賀県でも最多の74人が感染され、全国的にも最多を記録するところが増えてきています。大変厳しい状況が続いていますが、ワクチンの接種が早く進むことを願っているところでございます。気を緩めることなく感染対策を十分にとっていきながら過ごしていきたいと思っております。皆様方におかれましてもお体には十分お気を付けいただけたらと思っております。

それでは、近江八幡市農業委員会会議規則に則り進行させていただきたいと思っております。

本日の現在出席委員22名、全員出席いただいております。

会議規則第6条により、委員の過半数が出席しておりますので、5月総会が成立していることを報告いたします。

それでは、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、令和3年5月第138回定例総会を、ただ今から開催します。

議長

先ず、日程第1 会議録の署名委員の指名ですが、

12番●●●●委員

13番●●●●委員

のご両名を指名しますのでよろしくお願い致します。

議長

次に、日程第2 議案の上程に入ります。

議第541号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議第541号、農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をする

ことについて、を議案朗読及び説明させていただきます。お手元の地図を合わせてご覧下さい。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求める。令和3年5月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。

番号1、土地の所在地、田中江町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積1,300㎡、世帯の経営面積、渡人143.3アール、受人143.3アールで同一世帯のため面積は変わりません。渡人につきましては、田中江町●●番地、●●●●、受人につきましては、田中江町●●番地、●●●●、契約内容は贈与、譲渡、譲受理由につきましては、経営移譲でございます。

番号2、土地の所在地、長田町●●番、登記地目、現況地目とも田、登記面積535㎡、世帯の経営面積、渡人5.4アール、受人4,521.3アールで今回の申請面積を合わせますと4,526.6アールとなります。渡人につきましては、京都府京都市山科区東野片下り町●●番地、●●●●、受人につきましては、長田町●●番地、●●●●、代表理事、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、管理困難、譲受理由につきましては、規模拡大でございます。

番号3、土地の所在地、十王町●●番、登記地目、現況地目とも畑、登記面積91㎡、世帯の経営面積、渡人0.9アール、受人64.4アールで今回の申請面積を合わせますと65.3アールとなります。渡人につきましては、十王町●●番地●●、●●●●、外1名、受人につきましては、十王町●●番地●●、●●●●、契約内容は売買、譲渡理由につきましては、高齢のため耕作不可、譲受理由につきましては、相手方の要望でございます。

以上の農地法第3条第1項の案件全てにつきまして、「農地法第3条審査書」に基づき、農地法第3条第2項第1号のいわゆる全部効率要件、農地法第3条第2項第4号の常時従事要件、農地法第3条第2項第5号の下限面積要件及び、農地法第3条第2項第7号の周辺地域との調和条件（及び農地法第3条3項）に照らし許可しうるものと判断し、議案とさせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議 長

ありがとうございました。

議題といたしました案件の中で、確認をされました担当委員の方で追加及び補足説明等がございましたら、発言をお願いします。

委 員

(特になしの声)

議 長 特に補足説明もないようですので、皆様にお伺いいたします。
質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。
議第 541 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可を
することについてを原案どおり許可することに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。
よって、議第 541 号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、
許可をすることについては、原案どおり許可することに決定いたします。

議 長 それでは次に、議第 542 号、農地法第5条第1項の規定による申請
に対し、許可をすることについてを、議題といたします。事務局の説明を
求めます。

事務局 議題542号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をする
ことについて、を議案朗読及び説明させていただきます。
農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し、本委員会の決定を求
める。令和3年5月10日提出、近江八幡市農業委員会会長、●●●●。
番号1、土地の所在地、浅小井町●●番、登記地目、現況地目とも畑、
届出面積119㎡、渡人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、受
人につきましては、浅小井町●●番地、●●●●、申請地は、浅小井町の
集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地
の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、
通路・露天駐車場で、申請者は地図上⑤-1と記載したところに畑を所有
していますが、畑へ行く通路がないため、今回の申請に至りました。立地
基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。
番号2、土地の所在地、大房町●●番●、登記地目、畑、現況地目、宅
地、届出面積175㎡、渡人につきましては、大房町●●番地、●●●●、
受人につきましては、中小森町●●番地●、●●●●号、●●●●、申請地
は、大房町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますこと

から農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、祖母・孫間の贈与です。転用目的は、一般住宅で、申請地には現在倉庫が建っていますが、解体し住宅を建築する予定で、敷地の一部に農地が含まれていることが判明したものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号3、土地の所在地、若宮町●●番、登記地目、田、現況地目、宅地、届出面積446㎡、渡人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、受人につきましては、若宮町●●番地、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、若宮町の集落内の農地で、住宅が連たんしている区域にありますことから農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、贈与です。転用目的は、事務所で、申請地は昭和59年頃から事務所として使用されており、今回土地を整理された際に判明したものです。てん末案件ではございますが、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

番号4、土地の所在地、西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積495㎡、渡人につきましては、北津田町●●番地●●、●●●●、同じく西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積264㎡、渡人につきましては、末広町●●番地、●●●●、同じく西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積870㎡、渡人につきましては、西生来町●●番地●●、●●●●、以上3筆合わせて1,629㎡の受人につきましては、友定町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、西生来町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、売買です。転用目的は、建売分譲住宅9区画です。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。なお、開発同時許可となります。

番号5、土地の所在地、西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積456㎡、渡人につきましては、堀上町●番地●、●●●●、同じく西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも畑、届出面積345㎡、同じく西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも田、750㎡、渡人につきましては、愛知県名古屋市中村荒輪井町●丁目●●番地、●●●●、同じく西生来町●●番●、登記地目、現況地目とも田、届出面積892㎡、渡人につきましては、末広町●●番地、●●●●、以上4筆合わせて2,443㎡の受人につきましては、友定町●●番地●、●●●●、代表取締役、●●●●、申請地は、西生来町の集落内の農地で、街区中の宅地率が40%を超えますことから、農振白地の第3種農地と判断をいたしました。契約内容は、

売買です。転用目的は、露天資材置場で、申請地東側の分譲地及び番号4の建売分譲住宅の資材置場として使用されます。また、事務所が友定町と近くにあることから、今後も使用するために選定されました。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

議 長

ありがとうございました。

議第 542 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、現地踏査を行っていただいておりますので、その報告を求めます。

結果報告を、1番、●●●●委員、よろしくお願いします。

委 員

去る、4月30日に、議第 542 号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、3番、●●●●会長と、4番、●●●●委員と、私、及び事務局職員で現地踏査を行い、農業委員会事務局において協議した結果を報告します。別添の地図と併せてご覧いただきたいと存じます。

番号1の案件です。

申請地は、浅小井町の集落内の農地で、転用目的は通路及び露天駐車場です。特に盛土等はなく、現状と同じ高さで、碎石処理されますので、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号2・3の案件です。

てん末案件であり、今ほど、事務局から説明がありましたとおり、立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

次に番号4の案件です。

申請地は、西生来町の集落内の農地で、転用目的は建売分譲住宅です。隣接農地との境界に構造物を設置し、土砂の流失を防ぎます。また、雨水については、区域内に新設される側溝から、申請地東側の市道に放流される計画であり、特に問題ないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断をいたしました。

最後に番号5の案件です。

申請地は、西生来町の集落内の農地で、転用目的は露天資材置場です。隣接農地との境界は既存の構造物及び法面処理をされます。また雨水については、舗装等を行わないため、地下浸透処理されますので、周辺農地への影響はないと考えられます。立地基準上やむを得ず許可できるものと判断

をいたしました。

以上、第5条許可申請5件の現地踏査 結果報告を終わります。

議 長 ご苦労さまでした。ただ今の案件で質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようでありますので、採決に入ります。

議第 542 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについては、ただ今の現地踏査の説明のとおり、原案どおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。

議第 542 号、農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて、提案どおり許可相当とすることに認めます。

議 長 それでは、次に、議題543号 土地改良事業参加資格交替の申出についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議第543号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、説明をさせていただきます。

こちらについては、先月もございました、内容としましては、水荃干拓の牧町側の承水溝の改修のために資格者を耕作者から所有者に変更する届出でございます。それでは説明させていただきます。

このことについて、土地改良法第3条第2項の規定により土地改良事業に参加する資格の交替すべき旨の申出がありましたので承認することについて意見を求める。

上記の議案を提出する。令和3年5月10日。近江八幡市農業委員会会長 ●●●●。

今回の案件は、土地改良法第3条第1項第2号に該当するもので、本来事業の参加資格は耕作者にありますが、この申出により所有者が事業に参加することについて農業委員会の承認を求められるものです。

土地改良法第3条第1項第2号に基づく土地改良事業の事業参加申出に伴

う、土地改良法施行令第1条の3第2項の規定に基づく本事業に参加する資格の承認者49名でございます。

本来であれば全て朗読させて頂くのが本意ではございますが関連する内容でもあり、番号1についてのみ紹介させて頂きますことをお許し願います。

番号1、現資格者、近江八幡市野村町●●番地●、●●●●、新資格者、近江八幡市野村町●●番地、●●●●、土地の所在は近江八幡市水荃町●●番、地目、田、面積1,778㎡。

申出件数49件、申出筆数136筆、合計面積186,019㎡となります。

議 長 ありがとうございます。ただ今、説明をいただきました議第543号土地改良事業に参加する資格の交替申出について、質問や意見はございませんか。

委 員 (特になしの声)

議 長 質問も意見もないようですので、採決に入ります。
議第543号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、原案どおり承認することに異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議第543号 土地改良事業に参加する資格の交替申出について、承認することを認めます。
それでは、次に報告第332号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第333号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第334号 その他の専決報告について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告第332号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させて頂きます。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づき同法施行令第3条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年5月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、堀上町●●、地目、田、214㎡、届出受理日及び

受理番号、令和3年4月5日、401番、届出人の住所氏名、土田町●●一●、●●●●、理由につきましては、共同住宅でございます。

番号2、土地の表示、西庄町●●一●、地目、田、728㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年4月20日、402番、届出人の住所氏名、大阪府河内長野市南花台●丁目●一●●、●●●●、理由につきましては、長屋住宅でございます。

続きまして、報告第333号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、を報告させていただきます。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づき同法施行令第10条の規定により、次のとおり会長あて届出があり、受理したので報告する。令和3年5月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

番号1、土地の表示、北之庄町●●一●、地目、畑、87㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年4月15日、501番、借人につきましては、北之庄町●●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、貸人につきましては、北之庄町●●、●●●●、理由につきましては、露天駐車場、区分につきましては、賃貸借でございます。

番号2、土地の表示、十王町●●、地目、畑、88㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年4月15日、502番、借人につきましては、鷹飼町北●丁目●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、貸人につきましては、十王町●●、●●●●、理由につきましては、作業用通路、一時転用、区分につきましては、賃貸借でございます。

番号3、土地の表示、十王町●●、地目、畑、114㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年4月15日、503番、借人につきましては、鷹飼町北●丁目●一●、●●●●、代表取締役、●●●●、貸人につきましては、草津市矢倉●丁目●一●●、●●●●、理由につきましては、作業用通路、一時転用、区分につきましては、賃貸借でございます。

番号4、土地の表示、西庄町●●一●、地目、田、242㎡、届出受理日及び受理番号、令和3年4月20日、504番、受人につきましては、大阪府河内長野市南花台●丁目●一●●、●●●●、渡人につきましては、西庄町●●、●●●●、理由につきましては、長屋住宅、区分につきましては、売買でございます。

続きまして、報告第334号、その他の専決報告について、でございます。

農地法関連に基づくその他の専決について、次のとおり報告する。令和3年5月10日、近江八幡市農業委員会事務局長。

1、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画の認定について、3月審査会、23日審査、こちらについては、新規が1件、更新が6件でございます。以上報告とさせていただきます。

議長 　　ただ今の、報告第332号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第333号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について、及び、報告第334号 その他の専決報告について、質問等はありませんか。

委員 　　（特になしの声）

議長 　　それでは、質問や意見等もないようであります。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。

議長 　　以上で本日の総会日程は終了しました。
これをもちまして第138回定例農業委員会総会を閉会します。

閉会 午後10時00分

会議規則第21条の規定により下記に署名する。

近江八幡市農業委員会会長

会議録署名委員

委員

会議録署名委員

委員